

事務局長	係長	係

## 第15回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月3日（金）午前9時00分～午前9時45分
2. 開催場所 大町町役場 第2会議室（1階）
3. 出席者（9名）

委員 土井 泉章	農地利用最適化推進委員 堤 與四行
委員 亀川 一久	農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸
委員 武村 哲也	農地利用最適化推進委員 原 豊広
委員 永尾 喜代子	
委員 牛島 幸雄	
委員 堤 忠雄	
4. 欠席者（1名）

委員 福田 源吾	
----------	--
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■■■	委員 ■番 ■■■■
------------	------------
  - 第2 【議案第8号】農地法第4条の規定による農地の転用について（1件）  
【議案第9号】農地売買等特例事業に係る農地の売買について（1件）
  - ・その他
6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 査	細川 哲也

## 7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第15回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第8号農地法第4条の規定による農地の転用についてを議題に供します。事務局から議案第8号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは1ページをご覧ください。一般個人住宅建設（追認）の案件であり、令和3年8月23日に申請があった分について説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第8号農地法第4条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

それでは別冊農地法第4条に係る意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地です。複数の家屋が連坦している集落に接続するものであり、周辺には優良な農地しかなく、代替する土地はありません。また、申請者の宅地に隣接しており、長年、畑としての認識がなのまま隣接宅地の一部として利用していたため、申請地はすでに砂地の様相を呈しており、農地としての利用は困難であることから、申請地を転用することはやむを得ないと認められます。【2.資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、自己資金■■■■千円及び金融機関の融資承認通知書■■■■千円の提出がされており、十分な資金が確保されていることから、適当と思われれます。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意

状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。

【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】について、一体利用する宅地についても申請者名義の宅地であるため、確実だと判断できます。【7.計画面積の妥当性】については、個人住宅への転用としてはやや広い敷地面積であるが、旧宅の立地をそのままに、世帯員の数や来客用の確保すべき駐車台数等を考慮した計画となっており、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると思われます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、周囲に農地はなく、日照・通風等に影響はありません。また、雨水・排水については、隣接する既存水路へ放流する計画となっており、周辺農地等への影響はありません。【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11.法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】については、埋蔵文化財について、町担当課へ照会し、「範囲外」で確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。地元委員等から何かありませんか。

■■委員 もともと庭の様相になっていた時点で転用申請をしてもらえばよかったです。先日、■■委員とも現地確認を行い、始末書も提出されていることから、許可はやむを得ないのではと思われます。

議長 他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号農地法第4条の規定による農地の転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第8号農地法第4条の規定による農地の転用について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第9号農地売買等特例事業に係る農地の売買について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは7ページをご覧ください。  
【以下、議案書に基づき議案第9号農地売買等特例事業に係る農地の売買についての内容を朗読及び説明】  
申請地は8ページをご覧ください。場所は、園芸ハウス団地内にある農地となっており、今回はあっせんの申出ということになりますので、あっせん委員を決定したいと思います。■■地区担当の■■委員、また■■地区担当の■■委員をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

■■委員 本案件に係る農地売買の反当りの価格はどれくらいで考えているのですか。

事務局 こちらはすでに入植が内定している■■地区の■■■■氏が買受予定の農地であり、今後売買の手続きを進めていく前段としてのあっせん準備ということで議案に供したところです。今後、買受者の資金準備が整い次第、売買の手続きを進めていく予定ですが、現段階では反当り■■万円での売買価格を想定しております。

議長 他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号農地売買等特例事業に係る農地の売買について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第9号農地売買等特例事業に係る農地の売買について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他に入ります。

事務局 【事務局より、豪雨災害に係る農業関連の被害状況について説明】

議 長                    ありがとうございます。他にありませんか。

(意見・質問等なし)

議 長                    他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長                    では、これをもちまして第15回大町町農業委員会総会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。次回の農業委員会総会は、10月4日(月)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員